

一般社団法人日本核医学会 アミロイド PET 読影講習に関する規程

第1条 学会はアミロイド PET 読影講習（以下、講習）を実施する。

第2条 講習はアミロイド PET 薬剤全般について行い、対象とするアミロイド PET 薬剤は学会が指定する。

第3条 学会は質の高いアミロイド PET が実施されるように講習の内容を定める。

第4条 PET 核医学委員会にアミロイド PET 読影講習専門委員会を設置し、アミロイド PET 読影講習専門委員会が講習の実務を担当する。

第5条 講習および修了判定については、PET 核医学委員会が管轄し、教育・専門医審査委員会が確認を与える。

第6条 受講資格

- ①PET 核医学認定医もしくは核医学専門医であること
 - ②アミロイド PET 薬剤に責任を持つ企業（以下、責任企業）の提供するいずれかの読影トレーニングを修了していること
- 以上の2つを満たすこと

第7条 修了判定

PET 核医学委員会が読影等の講習・試験を実施、修了判定し、教育・専門医審査委員長の確認を経て、理事会で審議し、アミロイド PET 読影講習修了証を発行する。アミロイド PET 読影講習修了証は PET 薬剤ごととする。

第8条 修了資格の更新

修了資格は、PET 核医学認定医あるいは核医学専門医を更新したときに更新したとみなす。PET 核医学認定医、核医学専門医のいずれでもなくなったときは修了資格が失効するものとする。また責任企業が提供する読影トレーニングプ

プログラムの有効期間を考慮する。

第9条 講習修了の追加取得

アミロイド PET 読影講習修了証を持つ者は、他の薬剤の責任企業読影トレーニングの修了証及び必要書類と審査料を添えて、当該のアミロイド PET 読影講習修了の申請をし、学会の審査を経て修了証を取得することができる。

附則

- 1 2014年8月6日理事会承認。
- 2 2017年4月21日理事会承認（Florbetapir 読影コースの修了について、責任企業トレーニングがリリー社のものである場合も富士フィルム RI 社のものである場合も、区別しないで一種類の修了認定とする）。
- 3 2018年3月2日理事会承認（Flutemetamol 読影コースの修了について、責任企業トレーニングが日本メジフィジックス社のサイトから入った場合も GE 社のウェブ講習であるため、区別しないで一種類の修了認定とする）。
- 4 2020年2月7日改定理事会承認、なお本規程に定める読影講習を実施にあたっては読影講習会と呼称することがある。
- 5 2020年2月7日改定は2020年7月1日から適用する。

以上